

岩手県部局等設置条例及び広域振興局等設置条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県部局等設置条例及び広域振興局等設置条例の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(建設委員会規程の一部改正)

第1条 建設委員会規程(昭和30年岩手県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は副知事を、副委員長は<u>県土整備部長及び総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は<u>県土整備部河川港湾担当技監</u>をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>総合政策部政策推進課総括課長</u></p> <p>(2) <u>地域振興部地域企画室管理課長</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) <u>総務部総務室管理課長</u></p> <p>(16) <u>総務部総務室入札課長</u></p> <p>(17) <u>総務部管財課総括課長</u></p> <p>(18) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は副知事を、副委員長は<u>総務部長及び県土整備部長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は<u>県土整備部河川港湾担当技監</u>をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>秘書広報室秘書課管理課長</u></p> <p>(2) <u>総務部総務室管理課長</u></p> <p>(3) <u>総務部総務室入札課長</u></p> <p>(4) <u>総務部管財課総括課長</u></p> <p>(5) <u>政策地域部政策推進室管理課長</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(水産業改良普及事業指導事務処理規程の一部改正)

第2条 水産業改良普及事業指導事務処理規程(昭和35年岩手県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(普及指導員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 普及指導員は、その勤務を命ぜられた次の表の左欄に掲げる<u>地方公所</u>の区分に応じ、同表の右欄に掲げる改良普及区域を担当する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>地方公所</th><th>改良普及区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>水産技術センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>大船渡地方振興局</td><td>大船渡市 陸前高田市</td></tr><tr><td>釜石地方振興局</td><td>[略]</td></tr><tr><td>宮古地方振興局</td><td>[略]</td></tr><tr><td>久慈地方振興局</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>4・5 [略]</p>	地方公所	改良普及区域	水産技術センター	[略]	大船渡地方振興局	大船渡市 陸前高田市	釜石地方振興局	[略]	宮古地方振興局	[略]	久慈地方振興局	[略]	<p>(普及指導員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 普及指導員は、その勤務を命ぜられた次の表の左欄に掲げる<u>出先機関</u>の区分に応じ、同表の右欄に掲げる改良普及区域を担当する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>出先機関</th><th>改良普及区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>水産技術センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>沿岸広域振興局水産部</td><td>[略]</td></tr><tr><td>沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター</td><td>大船渡市 陸前高田市</td></tr><tr><td>県北広域振興局水産部</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>4・5 [略]</p>	出先機関	改良普及区域	水産技術センター	[略]	沿岸広域振興局水産部	[略]	沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	[略]	沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	大船渡市 陸前高田市	県北広域振興局水産部	[略]
地方公所	改良普及区域																								
水産技術センター	[略]																								
大船渡地方振興局	大船渡市 陸前高田市																								
釜石地方振興局	[略]																								
宮古地方振興局	[略]																								
久慈地方振興局	[略]																								
出先機関	改良普及区域																								
水産技術センター	[略]																								
沿岸広域振興局水産部	[略]																								
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	[略]																								
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	大船渡市 陸前高田市																								
県北広域振興局水産部	[略]																								

備考 改正部分は、下線の部分である。

(気象予警報等事務処理規程の一部改正)

第3条 気象予警報等事務処理規程(昭和40年岩手県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(気象予警報の処理)</p> <p>第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長(以下「市町村長等」という。)並びに<u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局</u>(以下「<u>広域振興局等</u>」という。)の長並びに本庁の関係する部に置く室及び課の長(以下「関係課長等」という。)、<u>医療局管理課総括課長、企業局業務課総括課長並びに教育委員会事務局教育企画室長</u>に対して通知するものとする。この場合において、<u>市町村長等及び広域振興局等の長</u>に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知(以下「一斉通知」という。)により行うものとする。</p>	<p>(気象予警報の処理)</p> <p>第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長(以下「市町村長等」という。)並びに<u>広域振興局の副局長(県南広域振興局にあっては、広域振興局長が指名する副局長)、経営企画部長(県南広域振興局経営企画部長を除く。)</u>及び<u>総務部総務センター所長</u>(以下「<u>広域振興局副局長等</u>」という。)並びに本庁の関係する部に置く室及び課の長(以下「関係課長等」という。)、<u>医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長並びに教育委員会事務局教育企画室長</u>に対して通知するものとする。この場合において、<u>市町村長等及び広域振興局副局長等</u>に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知</p>

<p>2 <u>広域振興局等の長</u>は、前項の通知を受領したときは、関係出先機関の長に通知するものとする。</p> <p>3 総合防災室長及び<u>広域振興局等の長</u>は、第1項又は前項の通知を行う気象予警報の種類ごとの通知先を定めるものとする。</p> <p>4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、当直員が受領し、総合防災室長及び<u>広域振興局等の長</u>が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする。</p> <p>(気象予警報等受領担当者)</p> <p>第5条 総合防災室長、<u>広域振興局等の長</u>、第3条第1項の通知等を受ける本庁の関係課長等及び第3条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者（以下「気象予警報等受領担当者」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、本庁の関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては<u>広域振興局等の長</u>に通知するものとする。</p> <p>(所属長等に対する報告)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、これに気象予警報等処理票（様式）を添付し、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては総合防災室長に、<u>広域振興局等の</u>当直員にあつては<u>広域振興局等の長</u>に報告するものとする。</p>	<p>(以下「一斉通知」という。)により行うものとする。</p> <p>2 <u>広域振興局副局長等</u>は、前項の通知を受領したときは、関係出先機関の長に通知するものとする。</p> <p>3 総合防災室長及び<u>広域振興局副局長等</u>は、第1項又は前項の通知を行う気象予警報の種類ごとの通知先を定めるものとする。</p> <p>4 正規の勤務時間外、休日等における気象予警報は、当直員が受領し、総合防災室長及び<u>広域振興局副局長等</u>が定めるところにより、それぞれ処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されている場合は、別に定めるところにより当該本部の職員が処理するものとする。</p> <p>(気象予警報等受領担当者)</p> <p>第5条 総合防災室長、<u>広域振興局副局長等</u>、第3条第1項の通知等を受ける本庁の関係課長等及び同条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者（以下「気象予警報等受領担当者」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、本庁の関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては<u>広域振興局副局長等</u>に通知するものとする。</p> <p>(所属長等に対する報告)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 当直員は、気象予警報等を受領したときは、これに気象予警報等処理票（様式）を添付し、当該勤務終了後本庁の当直員にあつては総合防災室長に、<u>広域振興局の</u>当直員にあつては<u>広域振興局副局長等</u>に報告するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(許認可等標準処理日数規程の一部改正)</p>	

第4条 許認可等標準処理日数規程（昭和41年岩手県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(標準処理日数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 主管部局長は、一覧表を<u>部局内</u>の当該許認可等に係る事務の主管課等及び当該許認可等に係る申請書、願書、申出書等（以下「申請書等」という。）の提出先とされている機関の事務所の窓口<del>に</del>備え付けなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 総務部長は、各部局において作成した一覧表を、本庁においては行政情報センターに、<u>広域振興局及び地方振興局</u>にお</p>	<p>(標準処理日数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 主管部局長は、一覧表を<u>部局等及び出納局</u>（以下「部局」という。）内の当該許認可等に係る事務の主管課等及び当該許認可等に係る申請書、願書、申出書等（以下「申請書等」という。）の提出先とされている機関の事務所の窓口<del>に</del>備え付けなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 総務部長は、各部局において作成した一覧表を、本庁においては行政情報センターに、<u>広域振興局</u>においては行政情報</p>

いては行政情報サブセンターに備え付けるものとする。

サブセンターに備え付けるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(道路監理員規程の一部改正)

第5条 道路監理員規程(昭和46年岩手県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(道路監理員)</p> <p>第2条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="140 618 772 1630"> <thead> <tr> <th>出先機関</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部</td> <td>部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、管理用地課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部土木センター</td> <td>所長、管理用地課長、工務課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部出張所及び地方振興局土木部出張所</td> <td>出張所長、次長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>地方振興局土木事務所</td> <td>所長、管理課長、道路整備課長、知事が指定する職員その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職員	広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、管理用地課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	広域振興局総合支局土木部出張所及び地方振興局土木部出張所	出張所長、次長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	地方振興局土木事務所	所長、管理課長、道路整備課長、知事が指定する職員その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	<p>(道路監理員)</p> <p>第2条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる部又は所に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="829 618 1461 1630"> <thead> <tr> <th>部又は所</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域振興局土木部</td> <td>部長、管理用地室長、道路河川室長、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局土木部土木センター</td> <td>所長、管理課長、管理用地課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長、工務課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局土木部土木センター出張所</td> <td>出張所長その他の道路管理に関する事務を担当する職員</td> </tr> </tbody> </table>	部又は所	職員	広域振興局土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	広域振興局土木部土木センター	所長、管理課長、管理用地課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長、工務課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	広域振興局土木部土木センター出張所	出張所長その他の道路管理に関する事務を担当する職員
出先機関	職員																		
広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、管理用地課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
広域振興局総合支局土木部出張所及び地方振興局土木部出張所	出張所長、次長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
地方振興局土木事務所	所長、管理課長、道路整備課長、知事が指定する職員その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
部又は所	職員																		
広域振興局土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、調整課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
広域振興局土木部土木センター	所長、管理課長、管理用地課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長、工務課長その他の道路管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
広域振興局土木部土木センター出張所	出張所長その他の道路管理に関する事務を担当する職員																		
<p>(報告)</p> <p>第4条 道路監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、別記様式により、知事又は関係広域振興局若しくは地方振興局の長に報告しなければならない。</p> <p>別記様式</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事( ) 振興局長) 様</p> <p>県土整備部道路環境課( ) 振興局)</p>	<p>(報告)</p> <p>第4条 道路監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、別記様式により、知事又は関係広域振興局長に報告しなければならない。</p> <p>別記様式(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事( ) 広域振興局長) 様</p> <p>県土整備部道路環境課( ) 広域振興局)</p>																		

道路監理員 氏 名 <sup>㊟</sup> [略]	道路監理員 氏 名 <sup>㊟</sup> [略]
-------------------------------	-------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(河川監理員規程の一部改正)

第6条 河川監理員規程(昭和46年岩手県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(河川監理員)</p> <p>第2条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部</td> <td>部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、管理用地課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、治水環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部土木センター</td> <td>所長、管理用地課長、工務課長、特命課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部出張所並びに地方振興局土木部出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所</td> <td>出張所長、所長、次長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>地方振興局土木事務所</td> <td>所長、管理課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(報告)</p> <p>第4条 河川監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、様式により、知事又は関係する広域振興局長若しくは地方振興局長に報告しなければならない。</p> <p>様式(第4条関係)</p>	出先機関	職員	広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、管理用地課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、治水環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長、特命課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	広域振興局総合支局土木部出張所並びに地方振興局土木部出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所	出張所長、所長、次長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	地方振興局土木事務所	所長、管理課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	<p>(河川監理員)</p> <p>第2条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる部又は所に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部又は所</th> <th style="text-align: center;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域振興局土木部</td> <td>部長、管理用地室長、道路河川室長、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局土木部土木センター</td> <td>所長、管理課長、管理用地課長、工務課長、治水環境課長、道路河川環境課長、河川港湾課長、特命課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局土木部のダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所</td> <td>所長、次長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(報告)</p> <p>第4条 河川監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、様式により、知事又は関係する広域振興局長に報告しなければならない。</p> <p>様式(第4条関係)</p>	部又は所	職員	広域振興局土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	広域振興局土木部土木センター	所長、管理課長、管理用地課長、工務課長、治水環境課長、道路河川環境課長、河川港湾課長、特命課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	広域振興局土木部のダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所	所長、次長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員
出先機関	職員																		
広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、管理用地課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、治水環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長、特命課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
広域振興局総合支局土木部出張所並びに地方振興局土木部出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所	出張所長、所長、次長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
地方振興局土木事務所	所長、管理課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
部又は所	職員																		
広域振興局土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、調整課長、管理課長、河川砂防課長、道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
広域振興局土木部土木センター	所長、管理課長、管理用地課長、工務課長、治水環境課長、道路河川環境課長、河川港湾課長、特命課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		
広域振興局土木部のダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所	所長、次長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																		

<p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>( 振興局長)</p> <p>県土整備部河川課</p> <p>( 振興局)</p> <p>河川監理員 氏 名<sup>㊟</sup></p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>岩手県知事 様</p> <p>( 広域振興局長)</p> <p>県土整備部河川課</p> <p>( 広域振興局)</p> <p>河川監理員 氏 名<sup>㊟</sup></p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県営住宅監理員規程の一部改正)

第7条 県営住宅監理員規程(昭和47年岩手県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県営住宅監理員)</p> <p>第2条 県営住宅監理員は、<u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部</u>の県営住宅の管理に関する事務を担当する課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 前項に規定する者のほか、必要があると認める場合には、<u>同項の土木部</u>に勤務する職員のうちから、県営住宅監理員を命ずることがある。</p>	<p>(県営住宅監理員)</p> <p>第2条 県営住宅監理員は、<u>広域振興局土木部</u>の県営住宅の管理に関する事務を担当する課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 前項に規定する者のほか、必要があると認める場合には、<u>広域振興局土木部</u>に勤務する職員のうちから、県営住宅監理員を命ずることがある。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(卸売市場検査規程の一部改正)

第8条 卸売市場検査規程(昭和49年岩手県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査員)</p> <p>第5条 検査は、知事又は<u>広域振興局長若しくは地方振興局長</u>(以下「知事等」という。)の命ずる職員(以下「検査員」という。)に行わせるものとする。ただし、必要に応じ、検査員でない職員を検査員の指揮下に補助員としてその検査に従事させることがある。</p> <p>様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">岩手県知事 印</p> <p style="text-align: center;">( 振興局長)</p> <p>[略]</p> </div>	<p>(検査員)</p> <p>第5条 検査は、知事又は<u>広域振興局長</u>(以下「知事等」という。)の命ずる職員(以下「検査員」という。)に行わせるものとする。ただし、必要に応じ、検査員でない職員を検査員の指揮下に補助員としてその検査に従事させることがある。</p> <p>様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">岩手県知事 印</p> <p style="text-align: center;">( 広域振興局長)</p> <p>[略]</p> </div>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(森林害虫防除員規程の一部改正)

第9条 森林害虫防除員規程(昭和51年岩手県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(森林害虫防除員)	(森林害虫防除員)

第2条 森林害虫防除員は、農林水産部森林整備課、広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター、地方振興局の林務部、農林部及び林務事務所並びに岩手県林業技術センターに勤務する職員のうち、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

区 分	職
[略]	
<u>広域振興局農林部並びに広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター</u>	林務課長、上席林業普及指導員、主任林業普及指導員及び林業普及指導員並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師
<u>地方振興局林務部、農林部及び林務事務所</u>	林務課長、農林課長、所長、上席林業普及指導員、主任林業普及指導員及び林業普及指導員並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師
岩手県林業技術センター	[略]

第2条 森林害虫防除員は、農林水産部森林整備課、広域振興局の林務部、農林部、農政部農林振興センター及び農林部農林振興センター並びに岩手県林業技術センターに勤務する職員のうち、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

区 分	職
[略]	
<u>広域振興局林務部、農林部、農政部農林振興センター及び農林部農林振興センター</u>	林業振興課長、農林調整課長、林務課長、林務出張所長、上席林業普及指導員、主任林業普及指導員及び林業普及指導員並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師
岩手県林業技術センター	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(広域振興局等土木関係事務処理規程の一部改正)

第10条 広域振興局等土木関係事務処理規程(昭和53年岩手県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>広域振興局等土木関係事務処理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、<u>広域振興局及び地方振興局</u>の土木関係の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第2条 <u>広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所の長</u>は、次に掲げる帳簿(広域振興局総合支局土木部土木センターの長にあつては、<u>第6号を除く。</u>)を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)～(38) [略]</p> <p>2 盛岡地方振興局土木部岩手出張所長は、前項第1号から第</p>	<p><u>広域振興局土木関係事務処理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、<u>広域振興局</u>の土木関係の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第2条 <u>広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長</u>は、次に掲げる帳簿(盛岡広域振興局土木部岩手土木センター所長にあつては第25号から第30号まで、<u>県南広域振興局土木部の遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長</u>にあつては第6号を除く。)を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)～(38) [略]</p>

5号まで、第7号、第8号、第11号、第12号及び第15号から第24号まで並びに第31号から第33号までに掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

3 地方振興局土木部ダム管理事務所長は、第1項第1号から第3号まで、第11号及び第12号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

4 地方振興局土木部ダム建設事務所長は、第1項第1号から第5号まで、第11号及び第12号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

5 [略]

(工事の執行)

第3条 広域振興局及び地方振興局の長（以下「局長」という。）は、次年度に起工の必要があると認める工事については、予算要求資料を作成し、毎年9月30日までに岩手県県土整備部長（以下「部長」という。）に提出しなければならない。

第5条 広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部、土木事務所、土木部岩手出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。

2 広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部、土木事務所、土木部岩手出張所長、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長は、工事材料を支給する場合には、工事材料受払簿を備え付けて整理しなければならない。

(他公所に対する準用)

第10条 第2条第1項第1号から第4号まで、第3条から第5条まで及び第7条の規定は北上川上流流域下水道事務所の事務処理について、第2条第1項第1号、第2号及び第4号、第3条から第5条まで及び第7条の規定は花巻空港事務所の事務処理について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部、土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所の長」とあり、「局長」とあり、及び「広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部、土木事務所、土木部岩手出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。

2 広域振興局土木部ダム管理事務所長は、前項第1号から第3号まで、第11号及び第12号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

3 広域振興局土木部のダム建設事務所長及び土木センターダム建設事務所長は、第1項第1号から第5号まで、第11号及び第12号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

4 [略]

(工事の執行)

第3条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、次年度に起工の必要があると認める工事については、予算要求資料を作成し、毎年9月30日までに岩手県県土整備部長（以下「部長」という。）に提出しなければならない。

第5条 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、ダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。

2 広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、ダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所の長は、工事材料を支給する場合には、工事材料受払簿を備え付けて整理しなければならない。

(他公所に対する準用)

第10条 第2条第1項第1号から第4号まで、第3条から第5条まで及び第7条の規定は北上川上流流域下水道事務所の事務処理について、第2条第1項第1号、第2号及び第4号、第3条から第5条まで並びに第7条の規定は花巻空港事務所の事務処理について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長」とあり、「広域振興局長（以下「局長」という。）」とあり、「局長」とあり、及び「広域振興局の土木部並びに土木部の土木センター、ダム管理事務所、ダム建設事務所及び土木センターダム建設事務所の長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(プロジェクト・チーム規程の一部改正)

第11条 プロジェクト・チーム規程(平成11年岩手県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課等 <u>岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する室、課及び所をいう。</u></p> <p>(3) <u>広域振興局等 広域振興局及び地方振興局をいう。</u></p> <p>(4) <u>部等 広域振興局等の部及び所をいう。</u></p> <p>(5) <u>部局長等 部局又は広域振興局若しくは地方振興局長をいう。</u></p> <p>(プロジェクト・チーム)</p> <p>第2条 県の行政に関する重要な事項で、2以上の部局若しくは1の部局の2以上の課等又は2以上の<u>広域振興局等</u>若しくは1の<u>広域振興局等内</u>の2以上の<u>部等</u>に関係し、現行の組織で処理することが適当でないと認められる事務であって短期間に解決することを要するものを行わせるため、プロジェクト・チームを置くことがある。</p> <p>2 部局長等は、前項に規定するプロジェクト・チームで当該部局内の2以上の課等又は<u>当該広域振興局等内</u>の2以上の<u>部等</u>に関係するものを置くことができる。</p> <p>(要綱の制定等)</p> <p>第3条 プロジェクト・チームを置く場合は、部局長等は、次に掲げる事項について要綱を定めるものとする。この場合において、2以上の部局又は<u>広域振興局等</u>に関係するプロジェクト・チームにあつては、当該プロジェクト・チームの行うべき事務に最も関係のある部局長等があらかじめ、関係部局長等と協議するとともに、協議の内容を本庁の総務部長に報告するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 庶務を担当する課等又は<u>部等</u>の名称</p> <p>(7) 関係部局又は<u>広域振興局等</u>及び課等又は<u>部等</u>の名称</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(庶務担当課等)</p> <p>第5条 プロジェクト・チームの庶務を担当する<u>本庁の課等</u>又は<u>広域振興局等の部等</u>(以下「庶務担当課等」という。)は、当該プロジェクト・チームの事務に最も関係のある課等又</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課等 <u>部局に置かれる室、課及び所をいう。</u></p> <p>(3) <u>部局長等 部局又は広域振興局長をいう。</u></p> <p>(プロジェクト・チーム)</p> <p>第2条 県の行政に関する重要な事項で、2以上の部局若しくは1の部局の2以上の課等又は2以上の<u>広域振興局</u>若しくは1の<u>広域振興局内</u>の2以上の<u>部</u>に関係し、現行の組織で処理することが適当でないと認められる事務であつて短期間に解決することを要するものを行わせるため、プロジェクト・チームを置くことがある。</p> <p>2 部局長等は、前項に規定するプロジェクト・チームで当該部局内の2以上の課等又は<u>当該広域振興局内</u>の2以上の<u>部</u>に関係するものを置くことができる。</p> <p>(要綱の制定等)</p> <p>第3条 プロジェクト・チームを置く場合は、部局長等は、次に掲げる事項について要綱を定めるものとする。この場合において、2以上の部局又は<u>広域振興局</u>に関係するプロジェクト・チームにあつては、当該プロジェクト・チームの行うべき事務に最も関係のある部局長等があらかじめ、関係部局長等と協議するとともに、協議の内容を本庁の総務部長に報告するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 庶務を担当する課等又は<u>広域振興局の部</u>の名称</p> <p>(7) 関係部局又は<u>広域振興局</u>及び課等又は<u>広域振興局の部</u>の名称</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(庶務担当課等)</p> <p>第5条 プロジェクト・チームの庶務を担当する課等又は<u>広域振興局の部</u>(以下「庶務担当課等」という。)は、当該プロジェクト・チームの事務に最も関係のある課等又は<u>広域振興</u></p>

は部等が当たるものとする。

(経費)

第6条 プロジェクト・チームの事務に要する経費は、庶務担当課等が予算措置を講ずるものとする。ただし、プロジェクト・チームが年度の中途において置かれた等のため予算措置を講ずることが困難である場合には、庶務担当課等は関係課等又は部等と協議するものとする。

(関係部局課等の協力義務)

第8条 プロジェクト・チームの事務に関係のある部局及び課等並びに広域振興局等及び部等は、当該プロジェクト・チームの運営に積極的に協力しなければならない。

(権限)

第9条 班長及びプロジェクト・チームの事務に専ら従事する構成員の時間外勤務、休日勤務及び旅行に関する命令及び有給休暇、欠勤その他の服務に関する承認等は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者が行うものとする。この場合において、庶務担当課等の職員は、当該命令及び承認等に係る事項を当該構成員の現所属長に報告しなければならない。

命令及び承認等を受ける者		命令及び承認等をする者
班長	2以上の部局又は広域振興局等 に関するプロジェクト・チームのとき。	[略]
	1の部局内の2以上の課等又は 1の広域振興局等内の2以上の部等 に関するプロジェクト・チームのとき。	
[略]		

2 [略]

(解散)

第10条 班長は、当該プロジェクト・チームの任務が終了したときは、その旨を2以上の部局又は広域振興局等に関するものについては知事に、1の部局内の2以上の課等又は1の広域振興局等内の2以上の部等に関するものについては当該部局長等に報告するものとする。

2 [略]

3 1の部局内の2以上の課等又は1の広域振興局等内の2以上の部等に関するプロジェクト・チームの解散は、当該部局長等が命ずるものとする。

局の部が当たるものとする。

(経費)

第6条 プロジェクト・チームの事務に要する経費は、庶務担当課等が予算措置を講ずるものとする。ただし、プロジェクト・チームが年度の中途において置かれた等のため予算措置を講ずることが困難である場合には、庶務担当課等は関係課等又は広域振興局の部と協議するものとする。

(関係部局課等の協力義務)

第8条 プロジェクト・チームの事務に関係のある部局及び課等並びに広域振興局及び広域振興局の部は、当該プロジェクト・チームの運営に積極的に協力しなければならない。

(権限)

第9条 班長及びプロジェクト・チームの事務に専ら従事する構成員の時間外勤務、休日勤務及び旅行に関する命令及び有給休暇、欠勤その他の服務に関する承認等は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者が行うものとする。この場合において、庶務担当課等の職員は、当該命令及び承認等に係る事項を当該構成員の現所属長に報告しなければならない。

命令及び承認等を受ける者		命令及び承認等をする者
班長	2以上の部局又は広域振興局に 関係するプロジェクト・チーム のとき。	[略]
	1の部局内の2以上の課等又は 1の広域振興局内の2以上の部 に関するプロジェクト・チーム のとき。	
[略]		

2 [略]

(解散)

第10条 班長は、当該プロジェクト・チームの任務が終了したときは、その旨を2以上の部局又は広域振興局に関するものについては知事に、1の部局内の2以上の課等又は1の広域振興局内の2以上の部に関するものについては当該部局長等に報告するものとする。

2 [略]

3 1の部局内の2以上の課等又は1の広域振興局内の2以上の部に関するプロジェクト・チームの解散は、当該部局長等が命ずるものとする。

4 [略]	4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県有林経営規程の一部改正)

第12条 県有林経営規程（平成14年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業計画)</p> <p>第43条 広域振興局長及び地方振興局長（以下「局長」という。）は、経営計画に基づき、収穫、造林、林道その他必要な事項について、毎年、事業計画を作成し、農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。</p>	<p>(事業計画)</p> <p>第43条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、経営計画に基づき、収穫、造林、林道その他必要な事項について、毎年、事業計画を作成し、農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(クロス・ファンクショナル・チーム規程の一部改正)

第13条 クロス・ファンクショナル・チーム規程（平成14年岩手県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(CFチーム)</p> <p>第2条 CFチームとは、県の行政に関する重要な事項で、2以上の行政組織（<u>本庁の室及び課又は広域振興局若しくは地方振興局の部及び事務所以上</u>のものに限る。以下同じ。）に共通する、又は関係する事務を行う組織をいう。</p> <p>2 CFチームは、部局（<u>岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局をいう。以下同じ。</u>）の長又は<u>広域振興局若しくは地方振興局長</u>（以下「部局長等」という。）が次条に定めるところにより設置するものとする。</p> <p>(要綱の制定)</p> <p>第3条 CFチームを置く場合は、部局長等は、次に掲げる事項について要綱を定めるものとする。この場合において、2以上の部局又は広域振興局若しくは地方振興局に関するCFチームにあつては、当該CFチームの行うべき事務に最も関係のある部局長等があらかじめ、関係部局長等と協議するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(CFチーム)</p> <p>第2条 CFチームとは、県の行政に関する重要な事項で、2以上の行政組織（<u>部局（岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局をいう。以下同じ。）に置かれる室、課及び所又は広域振興局の部以上</u>のものに限る。以下同じ。）に共通する、又は関係する事務を行う組織をいう。</p> <p>2 CFチームは、部局長又は<u>広域振興局長</u>（以下「部局長等」という。）が次条に定めるところにより設置するものとする。</p> <p>(要綱の制定)</p> <p>第3条 CFチームを置く場合は、部局長等は、次に掲げる事項について要綱を定めるものとする。この場合において、2以上の部局又は広域振興局に関するCFチームにあつては、当該CFチームの行うべき事務に最も関係のある部局長等があらかじめ、関係部局長等と協議するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。